

プルドンの弁証法

G・ギュルヴィツチ

長谷川 進訳

人はおそらく、われわれがプルドンの弁証法をもってヘーゲルに対する激しいかつ有効な反撥とみなすことができることを確言するのを見て、驚くであろう。実際プルドンは、『経済的諸矛盾の体系』(以下『矛盾』)を出版してからは、しばしばヘーゲリアンと目されたのである。そしてマルクスは『哲学の貧困』でプルドンがヘーゲルを理解していないことを非難し、他方グリュンはプルドンにヘーゲルを教えたことを自慢にしている(しかしプルドンは、グリュンが何も解明しなかったと書き、『矛盾』のドイツ語訳にグリュンの序文を付することを差しとめて、これを正式に否認している)。その上プルドンは、『教会と革命における正義について』(以下『正義』)の第五巻や遺著『所有の理論』では、『矛盾』においてヘーゲルの「用語をあまりに用い」たことを述べ、みずから責めている。このことが、ある解説者たちに、プルドンは最初ヘーゲル弁証法の信奉者であったが、のちにそれを放棄したと考えさせた。——ともあれ、プルドンは度々、しかも『人類における秩序の創造』(二八四三)以来すでに、ヘーゲルの哲学にならふれるこ

となしに、自己の方法に到達したと明言している。プルドンはドイツ語がよめなかったことも注意しておこう。とはいえ、彼が一八三八—一八四〇年にヘーゲルのことを聞かなかったのではない。当時彼はバリで研究しており、最初の二つの著述『日曜礼拝について』(二八三八)と『所有とは何か』(二八三九)はそこで執筆した。ところで、ヘーゲルはこのころバリですでに知られていた。プルドンは当時カントを「毎日」よんだことを確言し、訳者のティンにこう書きおくれた。「私は、カントのアンティノミー論をよんで、われわれの理性の弱点の証左だけでなく、新しい道がそこに示されていることがわかりました。」マルクスもプルドンが、「彼の知っているただひとりの哲学者であるカントのアンティノミーの方法を制限し」たことを非難した。

だが、プルドンはカント派たることから遠くはなれている。彼はカントの「抽象的・詭弁的な観念論」と観念的・現実主義的(idealist)見地の欠如を難じている。それと同時に彼は、『秩序の創造』を書く前すなわち一八四〇年以前にさえ、ヘーゲルのことを述べ、批判している。一八三九年ティソ宛の、ヘーゲルの名が最初に引かれている手紙にはこうある。「私はヘーゲルの形而上学や公式に迷わされてはいません。」彼は「事実」に到達する代りに事実を先取りし、彼の思想は「理性の公式から出発して現実の世界を築きあげるむだな企てを示しています」。ヘーゲルの「創造者概念」の神秘説はいつそ彼の心を傷つけたにちがいないし、彼は最初からこれをまぬがれている。

ヘーゲルは、プルドンの存命中、フランス語に翻訳されなかったし、プルドンのヘーゲルに対する反撥は、フランス語で出版されたヘーゲル弁証法の解説、すなわちまた聞き資料にもとづくものでしかなかった。C・ブーグレは『秩序の創造』新版の序文でこの資料を列挙している。われわれとしても、もとも確実らしい資料は、アーレンスの『心理学講義』(第一巻一八三六、第二巻一八三八)であると思う。彼は、ドイツ亡命者で、クラウゼの門弟であり、一八三九—一八四〇年にコレージュ・ド・フランスで自由講義を行なったことがある。彼は第一巻でライプニッツからヘーゲル、クラウゼにいたるドイツ哲学史を詳細に述べている。このテキストを知り、そのごさらにマルクス、グリュン、バクーニンとの談話がつけ加えられたことが、プルドンに、ヘーゲルの弁証法解釈に対する激しい反論を喚起するに十分であったし、その若干の痕跡は彼のすべての著作に見出される。プルドンがヘーゲル弁証法に反対して提唱しているのは、二律背反的・反神学的・反国家的・反順応主義的・革命的弁証法である。

われわれは、すぐあとでプルドンのヘーゲルに対する数々の批判をあげ、ついでプルドン弁証法の社会的世界への適用を研究するとしよう。だが初めに、プルドンの思想の一般の方位は、ヘーゲルのそれとまさに対立するものであることを確認しておこう。ヘーゲルは人間の社会と歴史を弁証法に転化する。プルドンは彼の戦闘的無神論を誇張する。彼は、神とは悪であると宣言し、神にプロメテウスを対立させ、プロメテウスは本来の人間の労働によって自己の歴史をみずから形成するものとする。ヘーゲルは私的所有を「永久化し」、彼の弁証法はそれを生ける永遠のなかに昇華する。プルドンは私的所有をあらゆる悪の源泉と考える。それは、連合制の主体に帰属せしめることによって消滅すべきであり、この帰属の変更に所有の性質そのものを変えることになる。プルドンは、有名になった短いとびな言いで、所有とは盗奪だ、と叫ぶ。ヘーゲルは国家を神化し、国家に、概念におけると同じく絶対精神の神秘的な乗り物を見る。プルドンは、国家と私的所有——dominium (所有権)とimperium (主権)とに、結合した部分があると考え。彼は、反国家主義的であり、ためらいの時期を経たあと、まず最初に、社会革命は国家を消滅せしめるであろうこと、ついで国家は、「産業デモクラシー」にもとづく自主的経済社会によって「平衡せしめられ制限されるならば、変形せしめられるであろうことを確言している。また彼はもう一つの有名な言いで、統治とはアナルシーだ、と宣言しているが、このことは彼においてはとくに、国家権力の至高性が社会によって生みだされる社会「法」の至高性にとって代えられるであろうことを意味する。

かくてヘーゲルはローマ法の伝統に支配されるままであるのに対し、プルドンは、「個人主義と国家主義との間」(結局はdominiumとimperiumとの間)「の永久的剽窃たること」を確認しながら、

ローマ法に「新しい法」を対立させているが、この新しい法とは、参加する多数の人々にその内在する全体性を主張させ、かくして自主的諸集団の法制的権利ならびに経済社会の自発的権利——労働者の自主管理にもとづく産業計画の基礎たる——を増進させようとするものである。

これによって人々は、ヘーゲル弁証法に対するブルードンの極度な反感を確かめたところで、もはや驚くことはないであろう。彼はヘーゲル弁証法の適用とともに根底に対しても批判を加えている。「アンティノミー」と現に彼は書いている、「解消しない。そうとするとともに、ヘーゲル哲学全体の根本的欠陥がある。アンティノミーが構成される二つの名辞は、両者の間でなり、他のアンティノミーの名辞なりと均衡する。このことが求められている結果に導くのである」「正義」。「アンティノミーの諸名辞は解消し合わない。それは、電池の対立する両極が破壊し合わないのと同じである。問題はそれら名辞の融合を見出すことではない。これはそれらの死でしかないであろう。そうではなくて、たえず不安定な、社会の発展自体につれて変化するそれらの均衡を見出すことが問題なのだ」「所有の理論」。二つの名辞の間の不安定な均衡は、「第三の名辞から生ずるのではなく、両者の相互作用から生れる。」これを要するに、「ヘーゲルの定式は、ただ大家の恣意もしくは誤解によって三名辞となったにすぎない。それは、実は二つの名辞しか存在しないところに三つの名辞を数え、アンティノミーはけっして解消されず、ただ均衡可能な変動なり対立なりを意味することを理解しなかったのである。この点でヘーゲルの体系は全体的につくり直されるべきであろう」「正義」。

導き、さまざまな説明を認める多元主義に帰趨する。しかしブルードン弁証法がそこに導く経験主義と多元主義とは、それぞれ限界がある。彼の弁証法は、もろもろの均衡によって実現される、「普遍的矛盾をとおしての普遍的和解」を求めるものだからである。そしてこれらの均衡は、非階等的全体への総合によって確立されるというが、そこでは矛盾するものが、終りのないさまざまな段階を経る代りに、ときとしてあまりにもやすやすと補いあわされている。最初の著作『日曜礼拝について』においてすでにブルードンは、彼の方法が多様なうちに均衡を探究するものであることを言明している。したがって、事実上のあらゆる多様性を確証し、それに関する記述を根本にまで深め、ときには総和および全体のうちに見出される多様なものの総合の可能性を研究することが必要であり、これら総和や全体も数多く、そこでも同種の多様者は均衡せしめられうるのである。このことは、一方ではいっさいの「構成要素の従属」を排除する非階等的全体に導き、また他方ではその間でももろもろの均衡が等しく確立される全体の多様性に導くことになる。

この見地は『秩序の創造』においていっそう正確に発展せしめられている。ここでブルードンは、「諸区分における全体化の多様性についての直観」を語っている。これら多様性ならびに全体化（この語はサルトルによってふたたびとりあげられているが、彼はその出所は知らないらしい）も還元されえないものである。「存在するのは、系列のさまざまな秩序の独立性と普遍的科学の不可能性である。……見地の多様性がせひとも必要だ。」これは、社会的現実における諸集団の多様性とそこにそれら集団が統合される諸社会的全体の多元性とがまねがれないのと同じである。シェリングとヘー

ゲーゼとアンティノミーとを「廃除する」（止揚のことで、「吸収する」ともいっているが、これはブルードンが利用した仏訳者の誤りである）、ヘーゲルの総合は政府者的である。この総合は、とおはるが精密につけ加える、「それが結合する名辞に先行し、優先し」ている。そしてこのことがヘーゲルをして「国家の優越」と「権威の再建」を説くにいたらしめる（遺著「娼婦政治」。「ヘーゲルはホッブスとともに政府絶対主義、国家万能、個人および集団の従属を結論した。ヘーゲルはその哲学のこうした個所でドイツにたった一人の支持者をもっていたかどうか、私は知らない。しかしそのように語ることは……哲学の名譽を毀損するものである」と言うことができる）（『戦争と平和』、一八六二）。

「ヘーゲルは、精神の有機的運動を自由とよび、自然のそれに必然の名を与える。これら二つの運動は根本においては同一である、という。またこの哲学者はつけ加える、最高の自由は……絶対的理念によって己れが決定されるのを知ることにある、と。……これは、市民にとって最高の政治的自由は、絶対的権力に支配されていることを知るにある、と言う者に類し、永久的独裁の支持者たちを安んじさせるにちがいない。」「正義」

こうしたヘーゲルの弁証法にブルードンは自己の弁証法を対立させる。問題はたんに、いっさいの総合を排除する二律背反的・否定的・反指定的弁証法にあるのではない。多様性をそのあらゆる細部にわたって探究しようとする弁証法的方法が問題なのである。ところで、そのあらゆる細部にわたる多様性は、経験によってしかとえらることはできない。この意味でブルードンの弁証法的方法は、弁証法的経験主義に近づくことになる。それは、常に更新される経験に

ゲルがなしたように、「現実の多様性を同一性に解消するのは、問題を放棄することだ」とブルードンは記している。

全体の中に統合され、たがいに均衡しあう多様者の探究は、ライプニッツの汎調和論を想起させるかも知れない。彼の弁証法は「可能なかぎり押し進められた多様ななかでの統一の」研究に帰着する。実際、クラウゼとアーレンスは、弁証法的方法を「多様者の全体についての直観をもつて終る上昇的分析方法」と考えた。しかしライプニッツを知り、しばしば引用もしているブルードンは、『秩序の創造』でも「正義」でも、必要な用心を行なった上で彼の弁証法——社会的現実の方法と同時に運動として考えられた——をあらゆる調和論に対立させている。彼は超越的秩序に関するライプニッツ的観念と還元なモノイドの間にあらかじめ確立された調和というその楽観論に抗議する。総体的なものの秩序またはむしろその緊密な多様性は、人類の辛苦な努力により、もろもろの集団と階級の諸アンティノミーをとおしてのみ成り立つとする。このプロメテウスの闘いの主要な局面の一つは、「社会の前進が産業の発達と用具の完成」によって測られる事実存する。ライプニッツに欠けているのは、とブルードンは「正義」で述べている、たんに総体的なもの、実際の多元性とそれらが担う人間の要素の押ししただけでなく、なおももろもろの解消されえないアンティノミーのことであり、これらアンティノミーこそは、真実の不還元性と首尾一貫した多元論とに導くことができるのである。

ブルードンの弁証法は、「矛盾」第二巻においていっそう明確になる。彼はまずその弁証法を可能なかぎり現実主義的たらしめよう

と努力している。アンティノミーの方法は、ただ教説および観念として行われるだけでなく、なおそれ以上に社会的現実にも適用されるものでなければならない。社会的諸現実こそは、もうもののアンティノミーを生み、またそれら自体弁証法的運動の過程にあり、このことはとくに経済的発展のうちに確認されている。ブルードンは、所有に関する第一の覚書においてすでに、その現実の弁証法的運動を追求せずしては経済生活を理解しえないことを力説している。「所有は社会の自発的所産であり、また社会の解体である。……所有は労働の代価であり、また労働の否定である。……所有とは自由であり、また所有とは盗奪である。」「所有は正義の制度であり」、また「所有とは盗奪である」。したがって、所有についてのことは国家についても同じである。国家は、社会的枠の外部のものとして理解するなら、人間に最大の害をなし、人間を疎外に押しやる有害な抽象物である。だが、運動にある社会的全体内部の相対的・動的要素として理解するとき、国家は恒久的転化の過程にあるものとなり、徹底的に自己を転化し、予測しえない均衡に参加することも可能である。

社会的現実にも固有な弁証法的運動のもう一つの局面は、「集合力」のそれである。これら集合力は個々の力に還元されないし、またまたそれらの総和から成り立つものでもない。というのは、集団、階級、社会においては相結集した努力は十倍の力を生むからである。ところで、集合力は、破壊的で疑わしい抑圧力となり、社会の存立そのもの、とりわけその創造への躍進を脅かすことがある。集合力が生産的創造的な活動力となるのは、ただ集合力の誤用と闘い、かくしてそれを指導する「集合理性」という二律背反的要素を確認す

ることによってのみである。一方、集合力から切りはなされた集合理性は、個人理性よりもいっそう危険な幻想にはならない。社会的現実の実際の性格を明らかにするものは、集合力と集合理性との間の弁証法でしかなく、両者のたえず更新される闘いこそは、社会的現実の玉の緒を成すのである。

集合力と集合理性との間の弁証法は、生産的創造的な集合的努力のうちに実現され、とくに労働のうちに現われる。ブルードンが『矛盾』および『正義』で熱心に訴えるプロメテウス神話は、本質上労働の弁証法を目ざしている。労働は事情により、あるいは最大の喜びとなり、あるいは最大の苦痛となる。労働は、人間の解放であるとともに人間の隷従化へのたえざる脅威である。このため、苦痛に裏うちされるプロメテウスの努力は、労働のシンボルである。一方、人間は労働においては造化の神である。「労働は、創造的活動に類するものであって、精神の放射である。……それは自由の勝利である。」他方、労働は、抑圧されたものであるとき、限らない苦しみとなる。

疎外はたえず労働を脅かす。この脅威は、「人間が労働のために死ぬ」ことがあるだけに重大である。なぜなら、「労働するのは生命を消耗することであり」、労働によって得られる喜びにはけっしてまぜものがないからである。労働に固有な弁証法は、労働の組織が、怠惰な所有者（封建的領主や聖職者）の意志によってであれ、私的雇主の意志または国家とその官吏の意志によってであれ、上から労働者に強制されるときには、悲劇的となる。労働に特有なアンティノミーは解消されることはできないけれども、その重圧は、労働者の自主管理——経済計画化において国家を制限すべき

産業デモクラシーの基礎たる——の制度を設けることによって、可能なかぎり軽減することにとめなければならない。

社会、経済および労働の現実の動きに固有な弁証法は、これと同時に、ブルードンによると、これら現実を研究するためだけでなく、さらに古典経済学の個人主義と経済的国家主義とに共通する学理上の謬説と闘うための方法を必要とする。両極端は一致する、とはブルードンの指摘である。個人主義と国家主義とは、結局のところ、同じ結果になり、根本においては同一の前提から出発している。

ヘーゲル的な国家主義と共産主義的国家主義（ブルードンはとりわけカベールとサンシモン主義者たち、とくにアンファンタンを指している）とは、多様性を統一のうちに、集団の多元性を集中化のうちに消滅させることによって、社会を国家のうちに解消する。かくしてそれらは、結局、もうものの社会的全体の中に大型の個人しか見ないことになる。それらが個人主義から区別されるのは、個人を誇大化していることにおいてでしかない。国家の意志がいっさいの社会的絆にとって代っているのだから、経済的国家主義は超個人主義にはかならない。

同じ弁証法的論証は個人主義にも有効である。「個人主義は、社会の外では人間は、搾取の材料、道具、往々にして使いにくい無益な動産であって、人格ではない」ことを忘れていた。したがって個人主義は、「人格にすべてを捧げようとしながら、現実には人格を殺し、国家主義と同じ事態に到達する」。そこから「個人主義と国家主義との間の永久の相互的な剽窃」が生じ、これは「両者に対する取消し不能な有罪宣告である」。二つの対立者がともに現実の社

会的全体をとらえ得ないことを明らかにして、この悪循環をみごとにきわ立たせるのは、反指定的弁証法のみである。同様に、「所有の体系的否定が所有への偏見の直接の影響下に考えられていること、またあらゆる共産主義理論（この語でブルードンが指しているのは、カベールと集産主義を国家資本主義に帰着せしめるいっさいの見解である）の根底にあるものが所有である」ことを明らかにするのにも、この弁証法である。「所有者——国家は無情であり、悔恨の念もない。それは、回転する石臼が穀粒を砕くように、その観念の輪で活動する気紛れで頑強な存在である。……「すべての人々が傷つけられたところで、痛みはなんらいやされはしない。……「所有が社会的となるのは、（国家の所有）となることによってではない。これら誤った見解と闘う弁証法は、絶対的所有、無制限な権力、独裁等が同一のものであることをばくろする。」「経済的国家主義は警察力の讃美である」とブルードンはカベールとヘーゲルを念頭において書いている。

これを要するに、弁証法的方法は、錯雑した諸アンティノミーと、それらを介しての現実の諸社会的全体の多様性と、そこに統合されている諸要素の多様性とを明らかにするのに役立つだけではない。それはまた、数々の幻想をあばき、あるいはむしろ、現実的ではなくて表面的でしかない諸矛盾が存在することを証明することをも可能にするのである。

人はブルードンに対し、彼の分析があまりに硬直、あまりに抽象的であって、そこでは具体的な社会的枠（このうち、異なる意味をもち、しかも一つの段階を表わすにすぎない経済的国家主義化が提起されている）が正確にされていないことや、また歴史的次元を欠

くことを非難することはできる。かくして、国家資本主義、技術主義的傾向(注)および共産主義が区別されないことになる。このことがマルクスをして、「ブルードンは現実の社会的諸関係のうちに原理、カテゴリーしか見ていない」といういらだった指摘をさせるのである。この批判は、一部は相対立する教説の論議にかかわることにもとづいているにしても、ブルードンの思想全体からすれば不当である。そこでは弁証法が、方法としてともに、社会および集団の現実の運動として考えられているからである。

(注) ブルードンは、ナポレオン三世の経済・社会政策の半技術主義的、半ファシスト的諸要素を指し、「産業帝制」として語っている。

われわれの説明は「正義」および「戦争と平和」において確認される。前者は一見精神主義に傾いている。それは、正義を社会的現実および世界さえもの中心にすえ、反指定的・否定的弁証法(現実の運動ならびに方法としての)が、「普遍的矛盾による普遍的和解」に導くにちがいないという考えを、これまで以上に力説しているけれども、これは、あまりにもよく整えた、いわばいささか組立てあげた均衡を探究することによってのみ可能である。人はここでブルードンが、均衡に信をおくかぎり、綜合を入口では押しつけながら窓からはいりこませているのではないかという疑念をいだき、その根拠がなくはないように感じよう。……しかしこの疑念はごく一部が正当づけられるにすぎない。

実際、まさしく「正義」において、ブルードン弁証法の首尾一貫した現実主義だけでなく、さらにより深められた相対主義および経験主義への方位が現われているのである。彼は、まさにマルクスに

先立って弁証法を社会的実践に結びつけ、また弁証法を、教説としてでなく日常生活の現れとしてのプラグマティズムに連繫させる。彼は「正義」の第六研究で次の有名な文章を書いている。「観念はその範疇とともに行動から生れ、行動に帰着するはずである。さもないと、それは作因たることから失格する。」観念の源泉であるこの行動は、同時にその所産である(行動と集合的ならびに個人的所産)。行動と観念との間の弁証法は、人間の抑圧および解放の手段である用具のうちにとくに発現する。

マルクスが「フォイエールバッハに関するテーゼ」において定式化した社会的実践の概念との類似は、一目瞭然である。実際、マルクスも、対象的真理が人間の思考に到来するかどうかを知る問題は、理論の問題はなく、実践の問題であることを正確にしている。社会的実践において、人間は彼の思考の真理性、すなわち現実性と力、実質性を立証しなければならぬ。観念の起源をなすものは革命的実践であり、そこで観念は検証されるのである。ここで、この二人の猛烈な敵手——いわゆる合理主義的・精神主義的なブルードンと唯物論的なマルクス——が、社会的実践につながり、活動する社会の行の経験に通ずるところの弁証法の探究において相会していることに留意するのは興味がある。ブルードンにおける同じくマルクスにおいても、フィヒテの弁証法と活動する社会についてのサン＝シモン、ヴィジョンとから感得したもの記憶が見出される。われわれは、ブルードンとマルクスとの分岐線がどこではじまり、それがいかなる点に存するかを入念に確定しなければならぬ。

ブルードンに戻って、プラグマティックな社会的現実主義との結合を目ざす彼の弁証法の方位は、われわれの分析する著作の多くの

文章によって確かめうることを指摘しよう。彼の説明でも、正義自体、観念やまして理想としてよりも、むしろ闘争する諸集団、諸階級の間の可変的な均衡、もろもろの集合力とその内部に働くさまざまな集合意識および特殊の諸原理の対決、等価、均衡を意味するものとして明らかにされている。

同様にブルードンの弁証法は、社会的現実においては自由と社会的決定とが種々の仕方とで相補い、対立し、分極化し合っていることを示している。集団的ならびに個人的な自由のもつとも明白な発現は反乱と革命であり、これらは、成功しあるいは失敗するが、あらゆる場合にいつかの自動的進歩と偶然的頹廃および沈滞に対するいつかの保証とを不可能にする。社会的現実のうちの自由と決定との間の弁証法が示すのは、社会的現実、もろもろの均衡(これに、ブルードンは考えていないけれども、彼が矛盾を和解させるためにつくりあげた合理的均衡をつけ加えることができる)をたえず破る不断の活動、努力、闘争なしには、生き活動しえないということである。

マルクスがブルードンに「自由意志の騎士」という烙印を押したのは誤りである。ブルードンはまさしく社会的現実のうちに人間の自由の働きを探究しているからだ。実のところ、ブルードンの弁証法は社会学的決定論の限界をマルクスがなしたよりもはるかに強くきわ立たせており、マルクスの決定論はしかもふつう考えられているほど厳密ではないのである。

ブルードン弁証法の現実主義と経験とへの方位は、『戦争と平和』において明白に確認されている。ブルードンによると、戦争は争い、活動、剛健等のすべてを示す属的名称であり、これらなくして

社会生活は不可能であり、これは特別には革命や労働が不可能なのと同様である。しかし戦争の形態は社会の異なる形態ともに変わり、国家や所有が転形するのとまったく同じである。産業前期の体制では、戦争はとくに一社会の他の社会に対する対外的戦争である。資本主義の下では、戦争は対外的であるとともに対内的である。「産業デモクラシー」体制下の戦争は、国家と経済計画に当る産業デモクラシーとの間の競争、緊張ならびに均衡の形をとる。それはまた生産性を相競う企業や職業の間でも行われる。戦争は、その性格を変えるが、消滅はしない。

ところが、『連合の原理』と『所有の理論』とは、こうした立場を保持しながらも、ブルードンは、彼の反指定的・現実主義的弁証法を用いて、自己の社会理想と合致する合理的な、安定した均衡に達しようとする誘惑に逆らっていない。なるほど彼は一再ならず、「社会的世界と道徳的世界とは……還元されえない対立的諸要素の多元性にもとづき、これら要素の矛盾にこそそれら世界の世界と運動とが由来する」ことを主張している。さらに彼は、弁証法的方法は、集団、階級、とりわけ国家と経済社会、しかも経済社会が産業デモクラシーの性格をもつときでさえ、こうした運動の過程にあるもろもろの社会的全体のアンティノミーに従うことを求められるという確認を提出している。ここでもまた「力の対立」、「集団による国家の制限」、「人が濫用する諸権力の衝突」が問題になるため、この確認は、変革された国家、雇主消滅後の計画化された経済組織に帰属される所有にもいぜん有効である。したがって、新たな隷従をさけるためには、一全体を他の全体に対抗させなければならぬ。それゆえ、宗教的自由は、国家を制限する教会の多元性によ

つてのみ獲得されうるし、このことは「審級に他の審級に対抗して訴える可能性を与えることになる。かくしてこれがブルードンによると、明日の社会において、一方では経済的国家主義の危険と闘い、他方では経済的混乱の危険と闘うためにとるべき道なのである。

ブルードンにとって、人間の隷従を終らせ、弁証法（方法であるとともに現実の運動としての）の帰結となるべきあらゆる門戸を開く鍵は連合主義、国家を内部から均衡せしめる政治的連合主義と計画的社會を結合し統合する経済的連合主義とであり、この社会自体、同時に経済社会全体、各企業および各労働者に所属する連合制所有——相互主義所有——に基礎をおいている。「労働者のあらゆる特定の連合の目標は……資本家および金融資本家の搾取を逃れるにある。それらは全体として、今日支配的な産業および金融封建制に対抗して、私のいう農工連合および産業デモクラシーを形成する。」「連合の原理」したがって、国家の公権力に対する対重（対抗力）として役立ち、これによって自由を保証すること、これが連合体制における所有の主な機能であろう。これら還元されえない二つのもの、連合制国家と連合制所有との対立から、集団および個人の自由が生れる。「自由を語る者は連合を語る。さもないと何も語らないことだ。」「共和制を語る者は連合を語る。さもないと何も語らないことだ。」「社会主義を語る者は連合を語る。さもないと何も語らないことだ。」

ところで、普遍的連合主義の安定的・合理的諸均衡をふくむブルードン弁証法のこのような帰結には、いささかの困惑と不安が残る。われわれは批判のさいこの点にふれるが、ブルードンに正当で

あるためには彼の弁証法に事実こうしたドグマ的転期があるにしても、それが彼のすべてでないことは認めなければならない。社会的現実のさまざまな局面についての弁証法、所有の、自由の、決定論の、革命の、とくに階級闘争（これなくして産業デモクラシーは勝利を収めることはできない）の弁証法——これらすべての弁証法は、彼の最初の著作から最後の著作『労働者階級の政治的能力』までに明瞭に現われている。この最後の著作でブルードンは、産業デモクラシーを可能にするため、労働者階級の革命的エネルギーと創造力とに訴えている。これら多様な弁証法的運動は、多少人為的な均衡とは遠く異なり、社会的現実のうちに演じられている実際のドラマに対応するものとしてである。

* * *

ブルードン弁証法の説明を終える前に、批判的評価を加えることが残っている。これを二つの時点について行うとしよう。

まず最初に、マルクスが『哲学の貧困』で表明した批判を説明し、その真意を指摘し、その糾弾の真偽を解きほぐし、つぎにわれわれの立場からブルードン弁証法を批判するとしよう。

マルクスは、周知のように、ブルードンの弁証法に対してきわめて峻烈である。彼は、一方ではブルードンがヘーゲルに弁証法の意味を理解していないことを非難し、他方ではヘーゲルと同じくブルードンにヘーゲルの誤謬の責任を負わせている。

a マルクスはまずブルードンが弁証法をプロメテウス神話で象徴化したヒューマニズムに結びつけることを非難する。彼は、ブルードンにおいては「抽象的人間、腕も脚もない幽霊」が問題にされていると考える。かくしてマルクスは、「デモクリトスとエピクロ

スにおける自然哲学の相異」（二八四一）に関する彼自身の論文で書いたことを忘れている。「哲学の層において、プロメテウスはもうもろの聖徒や殉教者の間で第一位を占めている。哲学はそれをかくしはしない。哲学はプロメテウスの信仰告白を己れのものとしている。」またマルクスは「フォイエルバッハに関するテーゼ」でこう明確に述べている。「古い唯物論の立場はブルジョア社会である。新しい唯物論の立場は人間的社會である。」要するに二人の対立者——マルクスとブルードン——は、弁証法を人間的社會の現実の運動に結びつけている。そしてもし「弁証法的ヒューマニズム」が、何よりも社会自体の現実の動きをふくめての、人間の活動の跡を近く、または遠くにとどめる動的な現実的諸全体をとらえようとして人間が前進的にたどる道を示すものであるならば、マルクスとブルードンとの間に起る意見の衝突が、何にもとづくかについて人々は最初の一瞥で見誤っている。衝突は、彼らがともに、社会的現実には固有な弁証法的運動が、社会的現実の種々の局面（ブルードンにおいては集合力、規制、集合理性、マルクスにあっては生産力、生産関係、現実意識、イデオロギー的上部構造）の間の緊張、もうもろの集団（国家、教会、経済社会をふくむ）の間の闘争、階級闘争、さいごに革命において実現されると考えているだけに、いっそうはげしいものとなる。

実際、マルクスはブルードンの弁証法的ヒューマニズムに不快を感じている。というのは、彼は、ブルードンが人間を理想化し、道徳化し、またそれを利用して本来の観念的・現実主義に根拠づけながら、観念および集合理性を集合力に優位させているものと疑っているが、これには理由がなくはないからである。ブルードンのこの

見方には実際危険がある。しかしそれは、ブルードン弁証法自体に由来するのではなく、ヒューマニズムされたブルードン主義がブルードンにおよぼした誘惑のためであり、彼はついにこれから脱却するにいたらなかったのである。

b このことはわれわれをマルクスの批判の第二点に導く。「ブルードンは現実の諸関係に、人類の非人格的理性のうちにまどろんでいる諸原理の化身しか見えていない。」ブルードンの弁証法がときとしてこのような傾向を表わしていることは真実である。しかしマルクスは、一方では誇張し、他方ではブルードンの『矛盾』に対しては正しいにしても、その後の、出版されたとき彼が無視した諸著作に対しては正当でない。彼がブルードンに反対して、「経済的範疇は社会的生産関係の表現、抽象にはかならない。……一定の社会的諸関係も、麻布、リンネル等と同じく、人間たちによって生産されるのである。……彼らの物質的生産力に応じて社会的諸関係を確立するその同じ人々が、彼らの社会的諸関係に対応する諸原理、諸観念、諸範疇を生みだす」と書いたとき、彼は確信を説いてはいるが、問題は強調点のちがいにほかならない。なぜならブルードンは、彼以前のサンシモン、以後のマルクスと同じく、全体的社会現象のうちに、同時に物質的および精神的な生産の源泉を求めているからである。ただ、マルクスは物質的生産の優位をいよいよ強調するのに対し、ブルードンはとりわけ生涯の初期には精神的生産をあまりに強調している。事実、正当にもマルクスの気にさわったのは、現実的ならびに観念的諸矛盾を不動化してその均衡を探究する傾向にある。しかしこのことは、ブルードン自ら所有、法、正義、国家、経済社会が永続的生成の過程にあって性格を変えつつあるこ

とを強調する妨げにはなっていない。こうしたことを示す文章に於いてはマルクスは述べていない。また彼は、ブルードンの弁証法がそのより円熟期の諸著作において転回をなし、社会的行動および実践の観念を喚起しようと自らつとめていることをも無視している。

c 第三に、マルクスはブルードンが指定と反指定との初めの二段階の上に於いて出ようとしないうことを非難する。だが、これこそまさにブルードンがヘーゲル弁証法への抗争において欲したことであり、ヘーゲルの綜合は、ブルードンによれば「政府者的」、イデオロギー的である。マルクスの批判は同義反復でありドグマ的である。彼としてはヘーゲル弁証法の綜合を保持し、しかもそれに「歴史過程の現実的綜合」しか見まいとする。マルクスにとって綜合とは、たとえば一社会階級の他の社会階級に対する勝利であり、後れた社会関係の前進する生産力の発展への適応である。ブルードンの綜合拒否は、マルクスの綜合のなしえない、多様な、常に更新される経験に到達する、より多くの可能性を開拓するものである。しかしこれは、最後までこの拒否を守りつづけるという条件のことである。

ところで、ブルードンの反指定的弁証法の弱点は、まさにマルクスが求めたところに存するのではない。それはまず、指定および反指定（均衡状態にある）と綜合との危険な接近、すなわち均衡を確立しようとする誇張した努力のうちに存する。それはまた、指定と反指定とは一部浸透しあっているという事実を忘れていることにも存する。ともあれ、ブルードンに対するマルクスの強味は、歴史へのより鋭い意識にある。……

d マルクスはブルードンが、一方では矛盾がどこに存するかを

の諸社会規制にまさって行われる多元主義的・連合主義的社会構造を建設することによる、人間、集団および社会全体の解放のことである。したがってブルードンの弁証法は、彼のあらゆる留保にもかかわらず、社会の進歩を目ざしており、この社会進歩は、なら自動的ではなくして闘争を前提とし、しかも社会を継続的、上昇的に前進せしめるところのものである。われわれは、こうした意味ではマルクス弁証法も、仕方は異なるが、少くとも同様に重要な上昇的弁証法であることを知るであらう。ところで、弁証法——とくに社会の現実の運動と考えられる弁証法——は、あらかじめ、またいつさいの弁証法から独立に、もろもろの価値の不動な階梯とその実現を目ざす社会の動きとを前提せずして、言いかえれば、弁証法へのあらゆる訴えに先立ってドグマ的前提を設けることなしに、上昇的でありうるかいなかを問うことが正しいように思われる。

ブルードン弁証法は、これと別の意味でも上昇的弁証法である。ブルードンの観念的・現実主義は、彼のあらゆる努力にもかかわらず、プラトン学派的要素を保持するため、観念へのとりわれや諸観念の間のアンティノミーおよび均衡をうけつづき、そこに上昇的前進の意味が残されることになる。このことは、社会的現実の観念的要素（「集合理性」や「社会精神」、より正確には集合意識とその所産の問題である）が、あらゆる社会的枠において、集合力、労働、努力、それらを実現する行動にまさることを前提するものである。この点、ブルードン弁証法はためらいと動揺とあいまいさを見せており、またブルードンは、社会的実践をよびかけながらも、初期の精神主義的傾向を除去することに成功していないのである。

二 第二にブルードン弁証法は、その反指定的・否定的性格にも

理解せず、他方では彼自身が「生きた矛盾」であることを非難する。実のところ、これら二つの非難は両立しない。なぜなら、もしブルードンが生きた矛盾であるなら、人は少くとも彼が自己の経験によって矛盾があるかをよく知っているものと認めなくてはならないからである。実際、マルクスはブルードンが矛盾にあまりにも関心をもち、その解決にあまりにも関心をもちたないことを非難しているのだ。これもまた同義反復のドグマ的矛盾である。というのは、ブルードンの弁証法のすべては、もろもろの矛盾こそは、本質上アンティノミクな人間および社会の玉の緒を構成するという確信にもとづいているからである。この見地からすると、人はむしろブルードンに對し、われわれがヘーゲルに加え、またマルクスにもなそうとすることを、非難しうるであらう。それは矛盾の誇張ということである。……

またここで強調しておく必要があるのは、「哲学の貧困」におけるマルクスのブルードン弁証法に対する辛辣な力強い批判は、ブルードンよりもいっそうヘーゲルを狙っていることである。……

* * *

いまやブルードンの弁証法に対するわれわれ自身の批判を言い表わすことができる。

一 われわれはまず、最初に、ブルードン弁証法は、その反指定的・否定的性格にもかかわらず、いぜん上昇的弁証法であることを確認しなければならぬ。それが、ブルードンのいう一定の社会的理想実現の可能性に導く道を拓くのは、まずこの意味においてである。彼の社会的理想とは、そこでは政治デモクラシーと産業デモクラシーとがたがいに制限しつつ補足し合い、法が権力およびその他

かわらず、いぜん護教論的である。それは、均衡の、アンティノミーの和解の、それらの非階層的全体への統合の、集合力や超個人的および個人的価値の等価の、個人および集団の自由の、種々の連合主義の、同時に集約的かつ個人的な共同所有の、産業・政治デモクラシーの擁護である。ところで、これらすべての現実的諸要素、これらすべての道徳的および法的諸原理、これらすべての組織技術（これは、ある形態の社会構造であって、しかも他の構造および状況にも有効であることを失わない）が、ブルードンにおいては、なら公平無私な弁証法的分析——これには、いつさいのドグマを覆えし、いつさいの与件と原理と技術を相対化することが要求される——の結果ではなく、いつさいの弁証法に先立って承認されている。弁証法は、ただそれらを説明し、明白にし、正当づけるのに用いられているにすぎない。かくして、たえずやり直そうとするさまざまなものごとの経験への志向にもかかわらず、ブルードン弁証法は、あらかじめ考えられたがゆえに整序され、均衡化され、統合され、合理化された多様性に導くことになる。そのため、ブルードン弁証法における護教論的なのと経験的なのとの争いは、常に護教論的なの勝利に終っている。

三 第三に弁証法と特定の社会的教説との混同は、ブルードンにおいてはとくに、事実の所与としての社会的多元論と、多元主義的理想ならびにその実現の手段としての多元主義的方法との同一化として現われている。ブルードンは、多元主義的社会理想を事実の多元主義に適用することが、あらゆる社会的枠やあらゆる社会的状況において、かならずしも多元主義的組織に導くものでないことを認めさえもしない。たとえば、フランス大革命のさい行われたのは、

これと反対のことである。中央集権的・国家主義の方策は、もろもろの集団における隷従と専制を永続化することだけに役立ち、政治的および社会的組織への民主的価値の浸透を妨げるにすぎないところの事実の多元主義を制限し、弱体化するのに不可欠だったことが明らかである。同様に、ルーズヴェルトのニューディール（合衆国で雇主の干渉で士気をくじかれた労働組合の活動を促進することを目ざした）は、トラストやカルテルと闘い、経済生活に対する国家権力の介入を強化することからはじめられた。これら異なる二つの場合に、国家干渉の弁証法が現われており、この弁証法は、あとで国家干渉を制限するに足る集団の力を喚起するところのものである。

——これは、ブルードンが気づきも考ええもしない弁証法である。同様の問題がいかなる社会革命にも提起されはしないか、労働者の自主管理にもとづく分散主義的計画化は、まず国家による雇主の所有権の剝奪を前提とするのではないか、こうした問いは正しいもののように思われる。

したがって、ブルードン弁証法は、反措定的性格と細部にわたる探究にもかかわらず、有効な現実主義には達していないものと見られる。これが、首尾一貫した経験主義にもまして彼に欠けた点である。

四 最後にならわかれ彼にも加えなければならぬ非難は、アンテイノミの誇張、矛盾者と反対者とのさまざまな混同を引きかえにしたこの誇張に関することである。ヘーゲルにおいて明らかなこの誇張は、ブルードンにおいては、弁証法を社会的現実主義に方位づけようとするだけに、いっそう明白となる。ブルードンは社会と私的所有、機械と競争、国家と経済社会、集合力と集合意識、権力と

あまりに固執的な探究によっていっそう強められ、彼の弁証法を、社会的現実の柔軟で屈折した動的な相対性、とくにその歴史的次元から切りはなす危険がある。

付記 これは、ギュルヴィッチ「弁証法と社会学」からのものであり、そのより高度の経験主義、いっさいのドグマ化を排する、いわゆる「弁証法の超経験主義」の立場から、プラトン、カント、フイヒテ、ヘーゲル、ブルードン、マルクス、サルトルをとおしての弁証法の歴史を論じたものの一環である。したがって、ブルードン弁証法のたんなる解説や批判ではない。しかし、ギュルヴィッチはブルードン弁証法をかなり高く評価しており、それは、その影響を受けてのことと思われるが、社会の見方、すなわち多次元的社会構造、とくにその中で自発的活動の次元ないし領域に重きをおく考え方において、基本的にブルードンと共通している。ギュルヴィッチは独特の概念、用語を駆使し、難解をもって知られているが、マルクスとの関連や批判の部分とともに、ブルードン弁証法とその含蓄の理解には役立つであろう。

ジョルジュ・ギュルヴィッチ（一八九四—一九六五）はロシアのノボロシスクに生れ、ペトログラード大学で学び、そこで将来を約束されていた。革命のさいソヴェトの建設にも参加したが、一九二〇年には革命の経過に幻滅を感じてロシアを去り、二五年までプラハ大学の教壇に立った。その年フランスに移り、やがてその国籍をとり、フランスを代表する社会学者となった。数多く著作の中にはブルードン研究書も数巻ある。一九六二年、アルジェリア独立を支持したこと、から、住居に爆弾を投ぜられ、夫人と共に傷を負い、これ

法、さいごに人間の自由と社会的決定とを二律背反的なものとして対立させるとき、かならずしも反対なのではなく、まして矛盾するのではなく、多少緊張関係にあり、あるいは実際に衝突しているにほかならない諸要素を分極化することによりやみくもにつき進んでいる。

だが、資本主義のある段階では、機械と競争とは相補的であって矛盾するのではない。国家と経済社会とでも、分極化することにもたがいに補い、含み合い、あるいはさらに視界の相互性（訳注——相補性、相互的含み合い、あいまい性あるいは多義性、分極性とともに、現実に対するための弁証法的手続きの一つであり、対称的要素間の関連をもっとも強く示すための概念）のうちにはいることが可能である。集合力と集合意識とは、例外的に矛盾するにとどまり、ごくまれにしか反対者の役割を果たさず、ふつうは相補性または視界の相互性というあいまいな関係に傾いている。権力と法も、多くの場合矛盾するものよりも反対するものであり、相互的含み合いの関係にあることも可能である。このことは、社会的決定と自由についてと同じであり、しかもより決定的であって、決定も自由も程度のであり、そこでは相補性が主として働いている。

アンテイノミの誇張とそれらの分極化は、ブルードンにおけるドグマ性と相対主義の欠落とを強め、彼はしばしば合理主義的反歴史主義におちいることになる。この多元論者は、現実の弁証法的運動、諸局面の多元性とそれらを認識するに必要な操作的手続きを見出すことを知らなかったのである。したがって、彼の否定的弁証法は、現実には深く浸透する能力ならびに現実の諸転換をあつづけるための武器を欠いている。ここに、ブルードン弁証法のもっとも明白な限界が存する。この過誤は、ドグマ的な、むしろ厳密な均衡への

がもとで三年後に他界した。死の少し前の十一月末、ブリュッセル自由大学におけるブルードン死後百年記念の討議集会での講演「ブルードンとマルクス」は、いわばその「遺言」であるといわれる。

ポール・グッドマンの死

『コミュニケーション』『不条理に育つ』『新しい宗教改革』などの訳書で、ようやく日本でも知られるようになったポール・グッドマンが、この夏、急逝した。

とりあえずグッドマンが死ぬすこし前に書いた論文の一部を訳出して、彼の死を悼みたい。

「わたしにとってアナキズムの主要な原則は自由ではなく、自律である。ある仕事を創め、自分の流儀でやりぬく能力である。……『わたしの』アナキズムの弱点は、自由を求める欲望が政治変革への強い動機になっているのに、自律がそうでないことだ。自律的な人々は断固として自らを守るが、だがその手段は、さまざまな受動的抵抗をふくめて、それほど熱烈たるものではない。彼らはなんらかのやり方で、自分のことをやりぬく。ところが、抑圧された人々の情念は、かりに自由に炸裂しても、どうしたらよいかわからない。自律的でない時、彼らはなにが好ましいかわからない。そして、それを学ばまに、辞任を渋るあらたなマネージャーを彼らはもつのだ。……」